

文化財保存活用地域計画作成に向けた基礎調査の実施について

1 経緯

平成30年6月の文化財保護法の改正により、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。

令和2年10月、千葉県教育委員会による「千葉県文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されたことを受け、本市においても「千葉市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）作成に向けて、保存・活用対象となる市内文化財の把握や、作成に向けた課題抽出のための基礎調査に着手するものである。

2 文化財保存活用地域計画の概要（詳細：別添_文化財保存活用地域計画パンフレット（文化庁）参照）

（1）趣旨

地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する法定計画で、文化財を各地域の歴史や文化背景など多様な視点から総合的に保存・活用することで、地域の特徴を生かした地域振興及び確実な文化財の継承につなげることを目的に策定するものである。市町村における文化財保護行政の中長期的なマスタープランであるだけでなく、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの役割を担う。また、地域住民・民間団体・観光部局などの協働により計画を作成・実施することで、地域総がかりで文化財を守り伝えていくことにつながるものである。

（2）主な記載事項

- ア 地域の文化財を総合的に把握するための調査に関すること
- イ 歴史と文化にまつわる地域の固有性を示す「歴史文化の特徴」
- ウ 歴史と文化にまつわるテーマや関連性により文化財をまとめた「関連文化財群」の設定
- エ 目指すべき方向性や将来像
- オ 文化財の保存・活用に関する課題と方針、推進する体制
- カ 文化財の保存・活用を図るために講じる具体的な事業や施策などの措置 など

（3）作成の主なメリット

- ア 地域計画の作成過程における未指定文化財の把握
- イ 文化財保護行政への他部局、住民、関係団体等との連携強化
- ウ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- エ 文化財の活用を推進する新たな補助金の活用

3 基礎調査の実施内容（案）

地域計画策定に向け、既存の調査資料の再整理、分析及び課題の抽出などを行う。

- ア 過去に実施した文化財調査資料の収集及び調査分野（文化財の6類型・時代等）や対象地域の整理
- イ 未把握文化財を把握するための調査方法の検討
- ウ 文化財に関する市民アンケート（意識調査）実施方法の検討
- エ 地域計画策定のための体制及びスケジュールの検討